

○行田市学童保育室設置及び管理条例

昭和56年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 本市は、行田市立小学校に就学している児童及び市内に居住し市外の小学校に就学している児童で両親及びこれに代わる者（以下「保護者」という。）が就労等により家庭が昼間留守になっているもの（以下「留守家庭児童」という。）に対し、保護及び育成（以下「保育」という。）を行うため、行田市学童保育室（以下「学童保育室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
行田市中央学童保育室	行田市本丸7番20号
行田市西学童保育室	行田市持田3丁目5番9号
行田市東学童保育室	行田市長野2丁目26番8号
行田市北学童保育室	行田市大字谷郷2486番地3
行田市さくら学童保育室	行田市大字長野1880番地
行田市南第一学童保育室	行田市佐間1丁目25番4号
行田市南第二学童保育室	行田市佐間1丁目25番4号
行田市太田西学童保育室	行田市大字小針3521番地
行田市泉太井学童保育室	行田市大字持田70番地
行田市埼玉学童保育室	行田市大字埼玉4602番地
行田市南河原学童保育室	行田市大字南河原790番地
行田市下忍学童保育室	行田市大字下忍2451番地
行田市荒木学童保育室	行田市大字荒木1606番地
行田市みずしろ学童保育室	行田市本丸5番10号（児童センター内）

(休日)

第3条 学童保育室の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

(開所時間)

第4条 学童保育室の開所時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開所時間を延長し、又は短縮することができる。

(1) 学校の授業日にあつては、午後1時から午後7時までとする。

(2) 学校の休業日（前条に規定する休日を除く。）にあつては、午前7時30分から午後7時までとする。

(保育料)

第5条 市長は、保育を受けている留守家庭児童の保護者から、保育料を徴収する。ただし、生活保護を受けている世帯の保護者からは、保育料を徴収しない。

2 保育料の額は、児童1人につき月額7,000円とする。月の途中において保育を開始したとき、又は保育を終了したときにおけるその月の保育料の額についても、同額とする。

3 保護者は、毎月末日までに保育料を納入しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

2 行田市南河原学童保育室の保育料については、この条例の規定にかかわらず、平成17年度分までに限り、なお南河原村学童保育条例（平成3年南河原村条例第23号）の例による。

附 則（昭和57年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日条例第4号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月27日条例第18号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月28日条例第32号）

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成13年12月26日条例第34号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月27日条例第18号）

この条例は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第18号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第21号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第20号）

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第73号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条の表行田市中央学童保育室の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第27号）

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第25号）

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第31号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第35号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第8号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月24日 条例第25号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。